

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第二章 労働判例

第三節 言論、教員の政治活動の自由

政令第三二五号違反被告事件について、昭和二六年一〇月二五日東京高等裁判所の言渡した判決に対し、弁護人から上告の申立があったので最高裁判所はつぎのような判決を行った。

(「言論及び新聞の自由」に関する覚書違反事件)
——最高裁、昭和二八年一二月一六日——
要旨

一、政令三二五号はわが国の統治権が連合国の管理下にあった当時に、日本国憲法にかかわりなく憲法外において法的効力を有したのであるが、平和条約発効と共に当然失効し、昭和二七年法律八一号により政令の効力を維持することは憲法に違反し、同年法律一三七号の規定は、事後立法であって違憲無効であり本件のごとき場合に限り時法理論を用いることは憲法上許されないから、本件については犯罪後の法令により刑が廃止された場合にあるものとして免訴の言渡をするのが相当である。

昭和二七年(あ)第六六九号

主文
原判決及び第一審判決を破棄する。
被告人を免訴する。

東京都教育委員会は「刷新基準要綱」を審議成立させ、昭和二五年二月一三日、二四六名の教職員にたいし、右の基準に該当するものとして辞職の勧告を行った。原告らがこれに応じなかったところ被告は官吏分限令第一一条第四号「官庁事務の都合により必要があるとき」の規定を準用し、原告らを休職処分にふした。

(教員の休職処分反対のための行政処分取消請求事件)
要旨

一、教員個人としてなした教育活動であっても、その政治性のため政治活動となる場合、また、教員個人が一公民として政治活動をなした場合でも教員の身分を利用し又は学校を拠点としてなされた結果おのずから教育上に影響を及ぼし教育上の支障となる場合においても、学校教育の政治的中立性が害されるから、これら一切の場合が刷新基準要綱の「学校を拠点とし又は教員の身分を利用して一党一派に偏した政治活動をする傾向が強く、教育上支障ある者」に該当し、休職処分の基準となる。

昭和二六年(行)第四三号

主文

原告篠塚敏夫、中野清秀の請求はいずれも棄却する。
原告堀切路夫につき被告が昭和二十五年二月十五日になした休職処分はこれを取消す。
訴訟費用はその三分の二を原告篠塚敏夫、中野清秀の負担としその余を被告の負担とする。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
